

申告に持参するもの

①マイナンバー制度に伴う本人確認書類

次の**I**か**II**のどちらかを持参してください。

I マイナンバーカード（顔写真のあるもの）

II 通知カード又はマイナンバーが記載された住民票の写しなどいずれかひとつ

及び

運転免許証、公的医療保険の被保険者証、パスポート、身体障害者手帳、在留カードなどいずれかひとつ

②申告相談通知書（ハガキ）

前回の申告で、営業・農業・不動産の所得があった方（青色申告者は除く）に役場から送付します。送付された方は、持参してください。

③確定申告のお知らせ（ハガキ）

税務署から送付された方は、持参してください。

④利用者識別番号等通知書

利用者識別番号等通知書をお持ちの方は持参してください。

⑤源泉徴収票・事業主の支払証明書

給与所得（給料・賃金等）や年金所得のある方は、必ず持参してください。

⑥生命保険料の支払証明書

生命保険料控除を受ける場合に必要です。

⑦地震保険料の支払証明書

地震保険料控除を受ける場合に必要です。

⑧医療費の領収書または医療費の明細書

医療費控除を受ける場合に必要です。

実際に支払った医療費が10万円を超える場合で、令和6年中に支払った医療費の領収書を月別、個人別、病院別に整理してください。なお、高額療養費、生命保険の収入は差し引きになります。

⑨セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）による領収書等

健康の維持増進及び疾病の予防の取組で、要指導医薬品及び一般用医薬品のうち医療用から転用された医薬品の令和6年中の購入が1万2千円を超えるとき。この適用を受ける場合は、現行の医療費控除は受けられません。

⑩身体障害者手帳・療育手帳等

障害者控除を受ける場合に必要です。

⑪農業所得の收支内訳書

収支内訳書及び農業所得計算ノートを領収書等と一緒に持参してください。雇人費や農作業の委託費、支払小作料等で領収書のない場合や相手先を明確に記帳していない場合には必要経費として認められません。

⑫免税所得（免税牛）の売却証明書

農業を申告する方名義の売却証明書が対象で、繁殖牛・飼育牛を売却した時は必ず持参してください。申告書に原本添付となります。 ※名義変更が必要な方は事前に確認してください。

⑬営業所得の收支内訳書

所得計算に必要な帳簿書類（現金出納簿、仕入台帳、賃金台帳、領収書等）及び収支内訳書を持参してください。

⑭金融機関の通帳等

所得税の納税や還付手続をする場合に、申告者本人名義の口座番号が必要です。

⑮住宅借入金特別控除を受ける場合の書類

住宅ローン等を利用して住宅用地を購入した方、マイホームを新築や購入、増改築等をした時は一定の要件に当てはまれば特別控除を受けることができます。

・家屋、敷地の登記簿謄本

・源泉徴収票（給与所得等のある方）

⑯その他

・令和6年中に土地や建物を売った売買契約書の写し、譲渡のお知らせ、収用証明書、買取申出書、買取証明書など

・令和6年中に保険金（死亡・満期）を受け取った保険金支払明細書